

事前評価書

		年度	元
		整理番号	
事業名・路線名等	交通安全事業 <small>いっぽんけんどう</small> 一般県道 <small>まだよっかいちせん</small> 万田四日市線 <small>ながそえ こうく</small> 永添2工区		事業主体
所在地	中津市大字永添 <small>なかつしおおあぎながそえ</small>		
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備により歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。 ・交差点に右折車線を設置することで渋滞を起因とする追突事故等の減少を図る。 	
	事業内容	<p>【計画延長】 L=760m(現拡+一部BP)、【計画幅員】W=6.0(18.0)m</p> <p>【道路区分】 第4種第2級 【設計速度】 V=50km/h 【計画交通量】12,300台/日 (H42)</p> <p>【現況幅員】 W=5.8(8.9)m</p> <p>【交通量】 自動車 12,532台/日(H27センサス) 歩行者交通量 365人/12h 自転車交通量 410台/12h(H30実測)</p>	
	事業費	C=1,760百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(令和10年度)	
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 道路詳細設計、地形測量、用地測量、関係機関との協議</p> <p>2年目 建物調査、用地買収・用地補償</p> <p>3年目 用地買収、用地補償</p> <p>4年目 用地買収、用地補償</p> <p>5年目 道路工事</p> <p>6年目 用地買収、用地補償、道路工事</p> <p>7年目 用地買収、用地補償</p> <p>8年目 用地買収、用地補償、道路工事</p> <p>9年目 道路工事</p>	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定通学路(1号基準)に指定されているが、歩道・路肩が狭いため、歩行者、自転車及び自動車が錯綜し、安全性が確保されていない。 ・上記の理由により令和元年度に実施した通学路安全プログラムによる要対策箇所位置付けられている。 ・交差点に右折車線がないことによる渋滞を起因とする追突事故、右折時の衝突事故が発生。 	
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道整備により歩行者、自転車の通行空間を確保し、安全性の向上を図る。 ・交差点に右折滞留箇所を設置することで、渋滞を起因とする追突事故等の減少を図る。 	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の道路利用状況等から総合的に判断する。	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。 ・都市計画道路に準ずる道路法線を採用。 	
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・重力式擁壁やプレキャスト擁壁を用いて買収面積を縮減し、周辺への影響を最小限とした。 ・アスファルト・コンクリート・砕石は再生材を使用。 	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・現道縦断に沿う計画を採用しており、地形改変による影響は少ない。 ・残土は工事間流用に努める。 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・中津市としても土木建築委員会への市町村要望として毎年要望されており、協力体制は整っている。 ・平成26年度から通学路合同点検の要対策箇所位置付けられており、令和元年度の通学路合同点検でも早期要望されている。 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・交安法指定通学路(1号基準)に該当【鶴居小学校】 ・中津市都市計画道路万田大貞線として位置付け ・道路法第29条に基づき実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 	
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財周知遺跡が分布しているため文化財調査が必要。 ・特殊な工法はなく、技術的難易度は特になし。 	
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。 		

事業箇所位置図

